（告示の期日）

第三条　第一条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一　県知事の選挙　特例選挙期日前十七日に当たる日

二　指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。次号及び第四号において同じ。）の長の選挙　特例選挙期日前十四日に当たる日

三　県及び指定都市の議会の議員の選挙　特例選挙期日前九日に当たる日

四　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙　特例選挙期日前七日に当たる日

五　町村の議会の議員及び長の選挙　特例選挙期日前五日に当たる日

（同時選挙）

第四条　第一条の規定により行われる指定県の議会の議員の選挙及び指定県の知事の選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる指定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3　前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（文書図画の掲示の禁止期間）

第五条　第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百四十三条第十六項の規定を適用する場合には、同項第二号に規定する一定期間は、同条第十九項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とする。

（寄附等の禁止期間）

第六条　第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間は、同条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とする。

（政令への委任）

第七条　第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の第一条の規定により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（人口の特例）

第二条　第一条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第二項又は第九十一条第二項の規定を適用する場合並びに第一条の規定により行われる選挙における地方公共団体の議会の議員の選挙区につき公職選挙法第十五条第二項、第三項及び第八項並びに第二百七十一条第二項の規定を適用する場合における当該地方公共団体の人口については、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口によることができる。

2　地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日以後第一条の規定により行われる選挙について前項の規定を適用する場合においては、同項中「第一条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第二項又は第九十一条第二項の規定を適用する場合並びに第一条」とあるのは、「第一条」とする。

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　**直人**

政　令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二十六号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条の規定により行われる選挙（以下「告示日」という。）の前日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、同法第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」という。）現在）
公職選挙法第二十三条第一項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間	告示日に
公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日	特例選挙期日